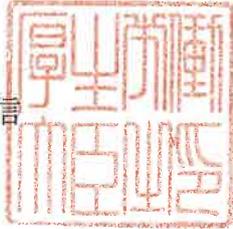


厚生労働省発職 0524 第 4 号
令和 5 年 5 月 24 日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「職業安定法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業安定法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 明示すべき労働条件の事項の追加（第四条の二関係）

職業安定法第五条の三第四項の規定に基づいて書面の交付等により明示しなければならない労働条件に、従事すべき業務の内容の変更の範囲、有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項及び就業の場所の変更の範囲を追加すること。

第二 有料職業紹介事業者の手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面等の取扱い（第二十四条の五関係）

有料職業紹介事業者がその事業所内に掲示しなければならないこととされている手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程について、掲示による方法に加え、新たにインターネットの利用その他の適切な方法により情報の提供を行うことを可能とすること。

第三 施行期日

この省令は、令和六年四月一日から施行すること。